

**一般競争（指名競争）参加資格申請
（測量・建設コンサルタント等）**

申請の手引き

令和5年1月

国立研究開発法人情報通信研究機構

目次

1 申請にあたって.....	3
2 審査申請書の入力・記入・提出.....	6
2-1 審査申請入力要項.....	6
2-2 測量・建設コンサルタント等の申請及び添付書類の作成方法.....	6
3 競争参加資格の変更届について（別表2参照）.....	16
4 廃業等の届出について（別表2参照）.....	17
5 資格決定通知書再発行の請求.....	17
6 別表1.....	18
7 別表2.....	20

1 申請にあたって

本資格は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）
においてのみ有効な資格となります。 他の省庁や独立行政法人等において有
効となりませんのでご注意ください。なお、当機構は、国の競争参加者資格申
請の受付機関に指定されておりませんので、当機構の資格審査決定を受けても
国の競争参加者資格を取得したことにはなりません。

また、令和5・6年度における国土交通省、国土交通省各地方整備局、国土交
通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局に有効な競争契約に係る参加資格
（等級格付けについては、競争参加の資格に関する公示（R4.10）5(1)②及び
(2)②に基づき読み替える）を有している場合、当機構における競争契約につ
いても当該参加資格を有効（工事場所によって有効となる参加資格について
は、当機構の契約担当が指定する）とするので、改めての申請は不要です。

－インターネット申請の流れ－

- ① 当機構ホームページ「調達情報」

<https://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html>から申請を行ってく
ださい。

- ② 申請の手引き、画面指示に従って入力・申請をしてください。
③ 申請完了のメールが届きますので、メールが届いたことをご確認ください。

申請完了のメールが届かない場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡く
ださい。

※原則、申請は当機構ホームページによるものといたします。ホームページで
の申請が困難な場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください

－ お 問 い 合 わ せ 先 －

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1
情報通信研究機構 財務部契約室 契約管理グループ
TEL 042-327-5761 電子メール shikaku-shinsa@ml.nict.go.jp

- 受 付 期 間 -

- ① 令和5・6年度に有効な資格に関する「定期審査申請」の受付は、公示日から令和5年2月28日（火）までです。
- ② 定期審査における令和3・4年度に有効な資格の有効期間は、令和5年4月1日（土）から令和7年3月31日（月）までとなります。
- ③ 令和5年3月1日（水）以降に受付窓口で受理した審査申請書における資格の有効期間は、令和5年4月1日以降、審査後、資格を付与したときから有効となります。そのため希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。
- ④ 次回、令和7・8年度に有効な資格の定期審査に関するお知らせについては、令和7年1月末までに当機構「調達情報」ページに掲載いたします。

- 審 査 結 果 -

資格審査結果通知書は、資格審査終了後に順次、代表者又は申請担当者宛に、電子メールにて送付します。

- そ の 他 注 意 事 項 -

- ① 情報公開について
申請書入力内容の一部（商号又は名称・代表者名・住所・等級・業種）は、資格審査後、一般競争（指名競争）参加資格者名簿に「有資格者一覧」として公開されますので、あらかじめご了承ください。
- ② 外国の事業者が申請する場合
(ア) 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。
(イ) 登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。
(ウ) 申請の「住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を入力

してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に入力してください。

(工) 申請書は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記載された事項については、原文+日本語の訳文を添付してください。

(オ) 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を入力してください。

➤ 「外国貨幣換算率」は財務省のホームページ等で確認してください。

③ 競争に参加することができない者

(ア) 情報通信研究機構契約事務細則第3条の規定に該当する者

(イ) 情報通信研究機構契約事務細則第4条の各号の一に該当すると認められる者であって、当機構が競争契約への参加を制限した者

(ウ) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(エ) 申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

④ 行政書士や他の法人等の代理人が申請を行う場合

委任状を添付してください。

【委任状の要件】

① 委任状の日付が申請から3ヶ月以内のもの。

② 委任の範囲が具体的に記載してあること。

※ただし資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。

③ 受任者が行政書士の場合は、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること。

④ 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。

➤ 申請書への押印は申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足りません。

➤ 委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください。代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

➤ 従来申請の代行も可能です。申請の代行とは、申請の代理とは異なり、申請者はあくまで本人なので、申請者の記名・押印も申請者本人

のものが必要となります。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を入力してください。申請代理人欄への記名・押印、委任状の提出はいずれも不要となります。

2 審査申請の入力・記入・提出

2-1 審査申請入力要項

- ① 金額項目については、入力できる金額がない場合でも「0」を入力してください。
- ② 入力事項は、申請日現在で入力してください。決算に関する事項については、申請日1年以内の直近のものを原則とし、金額は千円単位（百円以下を四捨五入）で入力してください。
- ③ ふりがなの欄は、ひらがなで記載してください。その際、濁点・半濁点は1文字として扱ってください。
- ④ 添付書類のうち諸証明書については、複写機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可能です。
- ⑤ 添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には当該書類の入力の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。
- ⑥ 資格審査の申請後に以下の事項について変更が生じた場合は、当機構ホームページ「調達情報」（URL：<https://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html>）から、参加資格変更申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）を行ってください。
 - (1) 住所及び電話番号（FAX番号を含む。）
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者

注)一度受け付けた申請内容の変更は、変更届以外ではできません。また、定期審査で受け付けた申請内容の変更届の受付は令和5年4月1日からとなります。

2-2 測量・建設コンサルタント等の申請及び添付書類の作成方法

0 1 定期審査申請・随時審査申請の確認

次の要件に該当する方を選択してください。

- 1 定期…定期審査申請受付期間（公示日から令和5年2月28日（火））中の申請の場合
- 2 随時…定期審査申請受付期間を過ぎて申請を行う場合
随時審査受付は事務処理の都合により、申請受付後1週間程度いただいております。申請件数によってはこの限りではございませんが、お急ぎの場合はお問い合わせください。

0 2 受付番号

入力不要です。

0 3 業者コード

入力不要です。

0 4 申請者の規模

入力不要です。

0 5 適格組合証明

経済産業局長又は沖縄総合事務局長より、官公需適格組合証明書の発行を受けている場合に、官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

0 6 本社（店）郵便番号

登記事項証明書等の【本店】住所の郵便番号を入力してください。

- 現住所ではなく、登記上の住所に対応する郵便番号です。
- 外国の郵便番号の場合、空白にしてください。

0 7 法人番号

国税庁より指定、通知された13桁の法人番号を入力してください。

- 法人番号がお分かりにならない場合は、国税庁法人番号公表サイトで検索してください。（URL：<http://www.houjinbangou.nta.go.jp>）

08 住所

都道府県名については、ふりがなを入力する必要はありません。

- 住所を、都道府県から入力してください。
- 外国業者が申請する場合は、本店の所在する国名及び所在地名を入力してください。
- 「丁目」、「番地」は「- (ハイフン)」により入力してください。

09 商号又は名称

【商号】に記載がある名称の漢字（ひらがな、アルファベット、（・）中点、（ー）長音記号を含む）を入力してください

（株）、（有）等の略号にはふりがなは必要ありません。

- 「株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を使用してください。
- 下記以外の場合でも、適宜略語を使用してください。
- （株）、（有）等の略号にはふりがなは必要ありません。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人
略号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（財）	（社）

10 代表者氏名

代表者の役職、氏名を入力してください。

- 姓と名の間は1文字分空けてください。

11 担当者氏名

12 担当部署

当機構から照会が可能な担当者氏名・担当者の所属部署（全角漢字・英語表記・カナ）を入力してください。

- 姓と名の間は1文字分空けてください。

13 電話番号

14 FAX番号

市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、「（ ）かっこ」は使用しないでください。

15 メールアドレス

本申請を行ったご担当者様メールアドレス、または連絡窓口となる代表メールアドレスを入力してください。

- ▶ 判然としない字句については注記願います。（大文字・小文字の区別、数字の0（ゼロ）と英字のO（オー）等）

16 申請代理人

行政書士等代理申請の際、入力してください。

17 当機構電子入札利用者登録番号

当機構の電子入札システムでの利用者登録番号(複数ある場合には代表的なものを1つ)を入力してください。

18 登録を受けている事業

次の区分に従い、それぞれ該当する場合に入力してください。

- ① 測量業者
測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合です。
- ② 建築士事務所
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合です。
- ③ 建設コンサルタント
建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合です。
- ④ 地質調査業者
地質調査業者登録規程（昭和52年建設建設省告示第718号）第2条によ

- る登録を受けている場合です。
- ⑤ 補償コンサルタント
補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）2条による登録を受けている場合です。
 - ⑥ 不動産鑑定業者
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合です。
 - ⑦ 土地家屋調査士
土地家屋調査士法（昭和25年法律第28号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人についてのみ入力してください。）です。
 - ⑧ 司法書士
司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合です。
 - ⑨ 計量証明事業者
計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合です。
 - ⑩ その他の登録を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に入力してください。

19 測量等実績高

各欄については、次により入力してください。

- ① 競争参加資格希望業種区分
競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）の番号を選択してください。
- ② 直前2年度分決算
競争参加資格希望業種ごとに入力してください。
直前1年度よりさらに1年前の1事業年度分の決算のことです。
- ③ 直前1年度分決算
競争参加資格希望業種ごとに入力してください。
申請日より前に確定した直前の1事業年度分の決算のことです。
- ④ 直前2か年間の年間平均実績高

「②」と「③」の金額の平均を入力してください。

- 決算が1事業年度1回の場合は、右側のみ（半期決算の場合は両方）に入力してください。
- 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている業種に係るものに限る。）を含めた実績を入力してください。
- 官公需適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれの実績（申請をする業種と同じ者に限る。）の合計を入力してください。

20 有資格者数

「別表1」の有資格者の範囲に従い当該職員数を入力してください。

21 建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、それぞれの登録部門に対応する番号を選択してください。

22 自己資本額

各欄については、次により入力してください。

① 株主資本

払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額。）。

- 外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。
- 組合にあつては、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。
- 個人にあつては、「④ 計（P）」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借－事業主貸勘定）の額を記載する
- 「個人（青色申告）の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主で算出した

金額を個人事業者における「株主資本」とする。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「④計（P）」欄には同じ金額が入る。

➤ 個人（白色申告）の方は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。

② 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。

③ 新株予約権

新株予約権があった場合にはその額を入力する。

23 損益計算書

「税引前当期利益」欄は、入力不要です。

24 貸借対照表

各欄については、次により入力してください。

① 流動資産

② 流動負債

直前1年度分決算によって入力してください。

③ 固定資産

④ 総資本額

入力不要です

25 経営比率

各欄については、次により入力してください。

① 総資本純利益率

入力不要です。

② 流動比率

小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を入力してください

③ 自己資本固定比率

入力不要です。

26 外資状況

外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に該当する会社区分の番号（1～4のいずれか）を選択し、2～4に該当する場合は外国名及び当該国の資本の比率をそれぞれ入力してください。

「3 日本国籍会社（外資率100%、本社が日本）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社（外資率が50%を超え、本社が日本）」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

27 営業年数等

「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を入力してください。

28 常勤職員の数

各欄については、次により入力してください。

① 技術職員

② 事務職員

基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等の業務に従事している職員の数を入力してください。

③ その他の職員

それ以外の職員の数を入力してください。

④ 計

法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ入力してください。

⑤ 役職員等

常勤役員又は事業主の数を内数で入力してください。

➤ 本項における「常勤雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払い対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

- 添 付 書 類 -

- (1) 測量等実績調書（様式第2号の2）及び技術者経歴書（様式第2号の3）

この2様式については、各様式にある入力要領に従って入力することとし、入力事項が1葉で終わらない場合は、同一の書式で延長してください。このときには、様式の裏面に入力して差し支えないが、表面にその旨を注記してください。

- (2) 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）

登記事項証明書は、登記事務を電子化により行っている登記所が登記記録に記録された事項を証明した書面のことで、従前の商業登記簿謄本も含むものとします。

- 個人の場合には、法律上の行為能力を備えているかどうかを公の機関（本籍地の市区町村役場）が証明したのものとして、身元証明書を提出してください。

- (3) 登録証明書等

18 登録を受けている事業の①から⑩までに掲げた各登録についての登録官署が発行する証明書をいいます。

- 競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しません。

- (4) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあつては、これらに類する書類）となります。

- 会社法及び会社計算規則により計算書類を作成する法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書となります。

- (5) 納税証明書

法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいいます。

(個人の場合)

その3の2・「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

(法人の場合)

その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

- 申請前に必要な書類をご用意の上、申請を行ってください。
- 公的機関が発行する書類については、発行日から3か月以内のものに限ります。
- 納税証明書は現在の住所地（納税地）を所轄する税務署において取得できます。
- 添付書類は内容が鮮明であればコピー機等の写しでも可能です。
- 納税証明書について、その3の3は未納がないことの証明なので、新設のため未だ決算のない場合及び非課税であっても取得は可能です。
- 官公需適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれに係る納税証明書を添付してください。
- e-Tax（国税電子申告・納税システム）で取得した電子納税証明書も添付可能です。「電子納税証明書」の申請・取得等は、以下のホームページを参照してください。

○ 国税庁「e-Tax」ホームページ

(URL : <http://www.e-tax.nta.go.jp>)

- 添付可能なファイル形式は、以下のとおりです。
これ以外の形式のファイルは添付できません。
PDF、GIF、JPG、JPEG
XML（「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」で取得した電子納税証明書のみ添付可能）
 - ・添付するファイルの容量は、各資料10MB（メガバイト）以下にしてください。
- ※なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納

税の猶予・換価の猶予・特例猶予)を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出してください。

建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、(1)、(2)及び(4)の書類の添付を省略することができます。

- 競争参加の範囲 -

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録の業種に係る契約です。

3 競争参加資格の変更届について（別表2参照）

変更することができる項目は「住所」「商号又は名称」「代表者」「希望する資格の種類」です。これ以外の項目について変更を希望する場合は、「更新」で資格申請を行ってください。（添付資料も新規申請と同様に必要です）

- 変更届が受理され、既に通知されている資格決定通知書の記載内容に変更が生じる場合(本店の住所、本店の商号又は名称、希望業種の変更をいう)を除き、名簿の訂正等がなされた旨の通知は改めてしませんので、受理確認を希望される方は変更届を提出する際に当該変更届の写しを提示していただければ、受付窓口において当該変更届の写しに受付印を押印して返却しますので、これをもって受理の確認とさせていただきます。
- 変更届右上の資格決定通知書の整理番号欄には、資格決定通知書の右上にある10桁の整理番号を入力してください。
- 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- 資格有効期間内に新しい審査基準日の総合評定値通知書を取得された場合や、建設業の許可替え・許可の更新の場合には、特に業種等に変更がなければ変更届を出す必要はありません。

4 廃業等の届出について（別表2参照）

有資格者名簿に登録された法人又は個人が、下表左欄に掲げる事項に該当した場合には、同表中欄に掲げる方が同表右欄に掲げる書類を添付して、その旨の届出(任意様式)を提出してください。ただし、一度資格を取消しますと一定の事由以外は当該期間内の再申請はできませんのでご注意ください。

- 合併等や合併等により商号変更が生じた場合、又は個人が新たに法人を取得した場合は、再申請となります。
- 合併等による再申請をする場合には、通常の申請時に必要な書類の他に合併等契約書(その他事実を証明できる書類)、全該当会社の納税証明書、登記事項証明書、資格取消届(現資格を取り消すため、消滅会社と承継会社の資格取消届が必要)をそれぞれ提出することにより登録することができます。

5 資格決定通知書再発行の請求

万が一、資格決定通知書を紛失してしまった場合、資格決定通知書が届かなかった場合、申請書と資格決定通知書の内容が一致していない場合に限っては、資格決定通知書を再発行いたします。希望される方は、「更新」で資格申請を行ってください。

6 別表1

「業種別有資格職員」

業種区分	有 資 格 職 員	
101 測量	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)
102 建設関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者、同法による1級建築士の免許を受けている者(構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。)及び同法施行規則(昭和25年建設省告示第38号)による建築設備士の登録を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者(1級建築士の免許を受けている者を除く。)、社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
103 土木関係建設コンサルタント業務	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体力学」、「交通・物流機械、建設機械」又は「機械設計」とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、情報工学部門又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)に合格、または総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(電気電子部門、建設部門及び情報工学部門)にあつてはそれぞれいずれかの選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APEC エンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者、電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格者試験に合格し、登録を受けている者

	に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	
104 地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とする者に限る。)又は応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
105 補償関係コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

添付書類一覧表

法人・個人別	申請(届)の種類	変更申請	添付書類												
		変更申請の区分	① 測量等 実績調書	② 技術者 経歴書	③ 登記事項 証明書 (写しで可)	④ 身元 証明書	⑤ 登録証明 書等 (営業に 関し、法 律上必要 とする登 録の証明 書等)	⑥ 財務諸 表類	⑦ 納税証明 書(写し で可)	⑧ 委任状	⑨ 暴力団等 反社会的 勢力でな いこと等 に関する 表 明・確約 書	⑩ 公的研究 費の不正 防止にか かる「誓 約書」	⑪ 許可・登 録の証明 書(写し で可)	⑫ 建設業許 可の廃業 届(写し で可)	⑬ 総合評 定通知書 (写しで 可)
法人	新規申請又は更新申請		●	●	●		●	●	●	○	○	○			
	申請内容の変更 (変更申請)	①住所変更			●						●				
		②商号又は名称			●						●	●			
		③代表者			●						●				
④許可・登録等の状況												●			
⑤希望業種の追加														● ※1	
廃業等の届出	①合併による消失 ②破産による解散 ③破産以外の解散 ④合併 ⑤廃業 ※2			●									●		
個人	新規申請又は更新申請		●	●		●	●	●	○	○	○				
	申請内容の変更 (変更申請)	①住所				● ※3									
		②氏名				● ※4					●	●			
		③許可・登録等の状況											●		
廃業等の届出	①死亡 ②廃業 ※5				●								●		
	③個人から法人へ		●	●	●		●	●	●	○	○	○			
備考	<p>●：必要な添付書類 ○：条件によって添付が必要となる書類</p> <p>※1 その業種に係る最新のもの</p> <p>※2 提出書類については、 登記事項証明書又は建設業許可の廃業届のどちらかの提出でよい 提出者については、 ①合併による消失：役員であった者 ②破産による解散：破産管財人 ③破産以外の解散：清算人 ④合併：清算人 ⑤廃業：役員又は役員であった者</p> <p>※3 住民票(写しで可)</p> <p>※4 戸籍簿謄本(写しで可)</p> <p>※5 提出者について ①死亡：相続人 ②廃業：本人</p>														